

令和2年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和2年8月21日（金）午前10時～
- 2 場所 ソフィアプラザビル 2階会議室
（大分市東春日町17番19号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：荒井 公美、城戸 照子、清田 透、清水 立茂、松隈 久昭
労働者代表：石本 健二、稲福 史、塩月 裕市、山田 功一、山本 悦子
使用者代表：飯田 聡一、小野 賢治、川野 みどり、中島 英司
藤野 久信
大分労働局：坂田 局長、岡本 労働基準部長、幡手 賃金室長
金丸 室長補佐
- 4 議 題
 - （1）大分県最低賃金に対する異議申出（諮問）について
 - （2）異議申出に対する取扱いについて
 - （3）大分県最低賃金専門部会の廃止について
 - （4）特定最低賃金の改正決定の必要性の有無（答申）について
 - （5）特定最低賃金の改正決定（諮問）について
 - （6）その他
- 5 議事要旨
 - （1）大分県最低賃金に対する異議申出（諮問）について
 - ア 8月6日付けで大分県労働組合総連合、8月13日付けで日本労働組合総連合会大分県連合会より異議申出があり、坂田局長から清水会長に諮問を行った。
 - （2）異議申出に対する取扱いについて
 - ア 労働側2団体から異議申出書を事務局が読み上げた後、異議申出についての審議を行った。
 - イ 労働側委員から異議申出に係る経過説明があり、再審議を求める意見がなされた。
 - ウ 使側委員からは、審議会のルールに則り労使歩み寄りを踏まえ真摯

に協議を重ねた結果、最終的には採決となり結審したものであり、この審議会の決定については、十分尊重されるべきであるなどの意見がなされた。

エ 公益委員からは、今回の答申は、公労使で慎重に真摯に審議を行った結果であり、再審議を行わなければならないという理由は見当たらないなどの意見がなされた。

オ 協議を重ねたが意見の一致が見られないため、採決することとなった。

カ 採決の結果、公使側は異議申出を認めず棄却とすべきという意見に賛成、労側は異議申出に理由を認め、再審議とすべきという意見に賛成し、異議申出を認めず棄却とすべき意見が賛成多数により異議申出を棄却した。

キ 清水会長は坂田局長に令和2年8月5日付け答申どおり決定することが適当である旨を答申した。

(3) 大分県最低賃金専門部会の廃止について

地域別最低賃金の異議申出に対する審議が終了し、答申したことをもって、大分県最低賃金専門部会を廃止することを確認した。

(4) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無（答申）について

本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、運営小委員会での結論のとおり、各種商品小売業を除く5業種について必要性有りとして取り扱うことを確認した。

清水会長から坂田労働局長に特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する答申を行った。

(5) 特定最低賃金の改正決定（諮問）について

特定最低賃金の改正決定の必要性についての答申を受けて、坂田労働局長から清水会長に特定最低賃金の改正決定の諮問を行った。

(6) その他

今後の予定等について、事務局から説明を行った。

6 局長挨拶

委員の皆様には、お忙しい中、本日の審議会にご出席いただき、また、先ほどまで、熱心にご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る8月5日に答申をいただいた大分県最低賃金につきましては、本日の異議申出にかかる諮問に対し、慎重なご審議の上、早期に結論をいただきましたことに、あらためてお礼を申し上げます。

本日の答申を踏まえ、早速、大分県最低賃金につきましては、法定の発効

に向けて必要な手続きを進めさせていただきます。官報公示を経た後、発効は、10月1日となる予定でございますが、今後は、この周知と履行確保に万全を期してまいりたいと思います。

また、本日、「産業別最低賃金改正の必要性の有無」について、それぞれ答申をいただき、「産業別最低賃金の改正決定について」の諮問をさせていただきました。

各産業別最低賃金につきましては、今後、それぞれの専門部会におきまして、具体的な金額審議がなされることとなりますが、本年度は地域別最低賃金と同様に、新型コロナウイルス感染症の完成拡大が書く業種に及びした影響を見ながら現状の経済、雇用情勢や将来見通し、そして国際情勢など業種ごとの様々な状況を勘案して、難しい判断、審議をしていただくことになろうかと考えております。各委員の皆様には、引き続きご苦勞をおかけしますが、慎重かつ円滑な審議と早期に結論が得られますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。